

令和4年第34回定例公安委員会会議録

開催日時 令和4年12月1日(木)午後0時30分～午後4時55分

開催場所 警察本部各執務室、西部地区運転免許センター聴聞室
黒坂警察署執務室(リモート)

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時45分～午後2時40分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 衣笠委員 勝部委員

警察本部 半田警察本部長 雲田警務部長 笠田首席監察官
前田生活安全部長 河本刑事部長 柴田交通部長
加藤警備部長 植木警察学校長 見垣情報通信部長
前田警務部参事官 砂澤黒坂警察署長
(事務局等～畔田公安委員会補佐室長、辻室長補佐)

3 議題事項

令和5年鳥取県警察運営指針等の策定等(警務部)

警察本部

令和5年の鳥取県警察の大綱方針となる運営指針は、本年と変更なく、「県民の期待にこたえる警察」、サブタイトルは、「安全で安心な鳥取県をめざして」である。この運営指針は昭和62年から大綱方針として設定しており、県警察が目指すべき普遍的なテーマであることから、特段の事情がない限り安易に変更するものではないと考えている。

治安向上のために取り組むべき施策の方向性を定めた重点目標は、「総合的な犯罪抑止対策の推進」、「重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進」、「交通死亡事故抑止に資する総合対策の推進」、「テロの未然防止と緊急事態対策の推進」及び「警察活動基盤の充実強化」であり、本年と変更はないが、これらを達成するための推進項目は本年のものと2点変更している。

1点目は、「重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進」の推進項目である「新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進」を「社会情勢の変化に適応した警

察捜査の推進」に変更した。これは、司法制度改革が順次行われ、年数が経過していること、引き続き、社会情勢の変化に適応すべく、継続的な取組が必要であることから変更した。

2点目は、「テロの未然防止と緊急事態対策の推進」の推進項目に「諸情勢に的確に対応した警護の徹底と強化の推進」を新たに設定した。これは、警察庁において警護要則が見直されたところ、警護の実施に際して、警察庁との緊密な連携の下、新たな警護要則に基づく措置を確実に実施して、警護の万全を期すとともに、警護体制を強化する必要があることから変更した。

運営指針等について、職員及び県民に対する効果的な周知を図ることを目的として、掲示物デザインを選定している。本年も職員からデザイン案を募集し、職員による投票結果や総合的に勘案して選定した。これらは執務室で掲示するなどして周知を図り、引き続き、県民の期待にこたえる活動を強力に推進していく。

委員

運営指針は、普遍的なものであるということなので、このままで良いと思う。

推進項目は、一部変更してあるが、大きく変容する社会情勢にしっかり対応していくため、この変更も時宜を得ていると思う。この度、推進項目に警護の徹底強化が新たに盛り込まれているが、新たな警護要則に基づいて、警察全体でしっかり取り組んでいただきたい。

また、掲示物デザインも、鳥取県らしいものができていると思う。

委員

運営指針等、鳥取県の現状を見ながら、必要に応じて変更していただくとともに、県民に寄り添った警察活動を引き続きお願いする。掲示物デザインも、外注ではなく、職員で考えたものであり、良いと思う。

委員

運営指針、重点目標等を浸透させて、しっかりと推進していただきたい。

掲示物デザインは、運営指針の内容を反映させるような希望、期待が湧き出る素晴らしい作品だと思う。

4 報告事項

- 駐車監視員ブラッシュアップ研修会の開催（交通部）
- 令和4年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施（警備部）
- 12月中の入校及び訓練概況等（警察学校）
- 黒坂警察署の取組状況（黒坂警察署）

(1) 駐車監視員ブラッシュアップ研修会の開催（交通部）

警察本部

本年11月16日、鳥取警察署及びJR鳥取駅周辺において、駐車監視員ブラッシュアップ研修会を実施した。この研修会は、駐車監視員の職業倫理観を含めた技術、能力の維持向上に資する施策を委託会社と連携して行っていくことを目的に開催しているものである。研修会には、委託会社の駐車監視員等3人、警察からは4人が参加した。研修会では、全国の駐車監視員に対する事件等の発生状況等の説明のほか、危険予知訓練及び同行研修を行った。

委員

違法駐車が増加したのは、駐車監視員による活動も要因の一つであると思う。この駐車監視員は、警察業務のアウトソーシングの好事例の一つであるが、駐車監視員が事件、トラブル等に巻き込まれないよう指導や研修をしっかりと行っていただきたい。

委員

駐車監視員の配置は、現在、鳥取市内のみであるとのことだが、今後、違法駐車が発生状況を見ながら、配置場所を拡大するなど、対策を積み重ねていただきたい。

委員

西部の方でも、違法駐車が発生が多くなれば、検討をお願いしたいと思う。

(2) 令和4年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施（警備部）

警察本部

鳥取県原子力防災訓練は、今回で12回目の訓練となり、2日間に分けて実施された。訓練初日の7日は、大規模地震発生との想定の下、2県6市及び関係機関との情報伝達訓練と、鳥取県災害対策本部会議要員の参集訓練が行われた。訓練2日目の12日は、広域的な住民避難訓練が実施された。県警察では、琴浦大山警察署において、現地合同調整所の機器の立ち上げなどを行い、境港警察署及び米子警察署においては、パトカーによる避難車両の誘導等を実施した。同訓練では、避難バスを先導するパトカーが、鍵の閉じ込めによって、進路を塞ぐトラブルが発生したことから、避難経路上の事故や故障車両に対する適切な対応についても今後周知徹底を図ることとしている。交通部は、交通管制センターにおける信号機遠隔制御、住民避難訓練に合わせた手信号による交通整理、避難経路沿いの交通情報板による情報伝達訓練、交通検問所を設置して緊急通行車両の確認

手続訓練等を実施した。情報通信部は、映像伝送訓練を実施した。警察からは、延べ約60人が訓練に参加し、広域住民避難計画の避難経路等の確認と検証、防災関係機関との連携強化を図った。

委員

多くの関係機関が関わる大変重要な訓練であり、訓練を通じて、少しでも県民に安心してほしいと思う。訓練で想定どおりにならなかった点や問題点を見つけて、改善していただきたい。

委員

年に1回程度は、このような訓練を継続していただき、鳥取県の安全対策のレベルを上げていただきたい。県民が安心できるような安全対策をお願いする。

委員

訓練を通じて、何らかの課題が見ついていると思うので、その課題を改善し、訓練を継続していただきたい。訓練では想定があるが、想定のない訓練も検討していただきたい。

(3) 12月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

警察本部

12月中の入校関係は、初任科第96期の採用時教養と2課程の専科を予定している。

行事・訓練関係は、初任科生の卒業考査のほか、拳銃操法の検定、炊き出し訓練等を予定している。

11月中は、警察職員としての帰属意識を高めるため、災害時本部機能移転訓練のほか、第30回暴力追放鳥取県民大会、鳥取県被害者支援フォーラムに参加するなどした。

委員

初任科生は、警察学校卒業が間近であるが、警察人生において大切な時期であると思うので、しっかりと最後まで取り組んでいただきたい。

委員

初任科生は、年末年始に休暇を取得するのか。

警察本部

新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、年末年始に合わせて、年次有給休暇を取得させる予定である。

委員

初任科生には、仕事と休みを区別させ、しっかりと警察学校での生活に励んでいただきたい。

委員

12月中に、警察官と警察行政職員の定期教養が行われるが、合同で行うのか。

警察本部

共通する授業は合同で行う。

(4) 黒坂警察署の取組状況（黒坂警察署）

黒坂警察署

黒坂警察署から、特殊詐欺被害防止、一事案解決及び通学路の安全対策への取組状況について説明がなされた。

委員

今回、報告を受けた黒坂警察署の取組は、地道ではあるが大変大切な活動であると思う。引き続き、このような取組をお願いする。

委員

黒坂警察署の3つ取組について報告を受けたが、署長自らが、地域に寄り添い、しっかり連携を取りながら各種取組が行われている。署員にも良い影響を与えていると思う。引き続き、問題点があれば地域の声に耳を傾けながら、対応していただきたい。

委員

黒坂警察署の3つの取組は、全てとても素晴らしい取組であると思う。

交通危険箇所の改善や通学路の安全対策など、引き続き県民の安全安心のための活動をお願いする。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・令和5年鳥取県警察運営指針等の策定等
- ・令和4年度原子力防災訓練の実施

4 報告事項

- ・業績目標説明

5 決裁

- ・警察署協議会委員の辞職承認
- ・公安委員会宛て苦情の受理及び回答
- ・審査請求に係る事件記録等引渡
- ・鳥取県警察本部長専決規程の一部改正
- ・令和5年鳥取県警察運営指針等の策定等

6 行事等

- ・大規模災害を想定した緊急時の意思決定対応訓練
- ・自衛隊による防衛白書の説明

7 公安委員会委員間の事前検討・協議等

8 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。